解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十九年一月二十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十日

東京都江東区森下三丁目一四番三号

全国麺類業厚生年金基金

代表清算人　北舘　孝雄

解散公告（第二回）

当組合は平成二十九年一月十七日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十日

神奈川県横須賀市若松町二丁目六番

大滝町二丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　石田　重藏

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十八年十二月二十八日山口県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十日

山口県熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地

平生町土地開発公社

清算人　吉賀　康宏

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十二月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十日

宮崎県日向市大字塩見七六二二番地

農事組合法人細川果樹園組合

清算人　細川　源清

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年一月三十日厚生労働大臣の承認により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十日

東京都渋谷区代々木三丁目二五番三号

日本自動車厚生年金基金

代表清算人　北薗　幸二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十二月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十日

大阪府東大阪市花園本町一丁目六番二二号

医療法人甚英会

清算人　齋藤　英子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十二月二十日島根県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十日

島根県浜田市片庭町七三番地

医療法人社団佐々木歯科

清算人　佐々木啓司

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十九年一月十三日宮崎県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月十日

宮崎県東臼杵郡門川町本町1丁目一番地

門川町土地開発公社

代表清算人　安田　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区長町南一丁目一八八番地八、最後の住所仙台市宮城野区萩野町三丁目一二番地の一　ジャパンケアサービス遊宴・萩野町　被相続人　亡　大橋　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十日

宮城県仙台市青葉区大町一丁目二番一六号

大町カーブビル五階　荒・大橋・小幡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小幡佳緒里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区足立四丁目二三番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　田村　房雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十日

茨城県牛久市柏田町三〇四七番地二四

相続財産管理人　司法書士　塚本　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市江戸崎甲三一〇四番地、最後の住所茨城県稲敷市江戸崎甲二三四三番地

被相続人　亡　関口　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十日

茨城県土浦市中央一丁目一五番六号

相続財産管理人　弁護士　磯山　貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県桜川市真壁町長岡八八七番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十日

茨城県石岡市南台四丁目一五番一号

相続財産管理人　司法書士　潮田　光祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区湯島二丁目九九番地、最後の住所千葉県茂原市高師二番地八（君塚病院）

被相続人　亡　髙梨洋一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十日

事務所千葉県茂原市鷲巣二九五番地八

相続財産管理人　司法書士　麻生　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区大口通四二番地、最後の住所東京都新宿区四谷坂町三番一五号　被相続人　亡　太田あや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十日

事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八の五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　久野　健

第11期決算公告

平成29年2月10日

東京都文京区本郷三丁目18番14号本郷ダイヤビル8階

ビッグホリデーインターナショナル株式会社

代表取締役　岩崎　安利

貸借対照表の要旨　（平成28年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	99,873	流動負債	26,157
固定資産	1,435	固定負債	9,305
		負債合計	**35,462**
		株主資本	65,846
		資本金	44,000
		資本剰余金	17,233
		資本準備金	17,233
		利益剰余金	4,612
		その他利益剰余金	4,612
		（うち当期純利益）	(37,943)
		純資産合計	**65,846**
資産合計	101,308	**負債・純資産合計**	101,308